

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (増田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月10日、令和6年11月9日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家数は25戸で、うち、19戸が水稻経営(品種:山田錦、キヌヒカリ等)を行っており、14戸が増田営農組合の構成員であり、基幹3作業から出荷までを営農が行っている。(所有機械:田植機2台、コンバイン2台、トラクター3台)。育苗はJAから緑化苗を購入し、共同育苗を行っている。
 認定新規就農者が施設野菜を営農しており、新規就農者の受入は地区として取り組んでいる。
 水稻を中心に営農する地区外の認定農業者(法人)が約2haを耕作している。
 今後の農業の意向に関して、現状では、規模拡大意向が2件、現状維持が18件、規模縮小及び離農が6件となっており、今後、10年程度は地区内の農業者で農地の維持は可能である。
 一方で、17件(65.4%)の方は「後継者の目途が立っていない」と回答されていることから、営農組合の継続も含め、今後も地区内の農業者の高齢化、担い手不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を当地域の主要作物に位置付けるとともに、スマート農業への取組も視野に入れ、集落営農組織を中心とした営農に取り組む。野菜等の出荷農家は、地域特産物として営農を継続していく。
 また、若手農業後継者に対し、大型特殊免許の取得をすすめるとともに、機械作業に慣れてもらいながら、営農組合のオペレーターとして将来の担い手を育成する。
 今後、離農等に伴い空き農地が発生した場合については、農地中間管理機構(農地バンク)を通じて、認定農業者や地区内の規模拡大志向農家、新規就農者の受入れなどにより農地集積を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.96 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、林地に接している遊休農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、担い手を中心に農地バンクを通じた集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、今後の規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については集落全体の9割以上でほ場整備が完了済である。一方で、当地域は中山間地域等直接支払制度の対象となっている地理的状況から、農地の大区画化等が容易ではないため、農地の大区画化等の更なる基盤整備事業への取組については考えていない。 パイプラインの老朽化については、適正に管理ができるよう地区で話し合いを継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
増田集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除について、JA兵庫みらいに無人防除を委託する。 また、増田営農組合はサービス事業体として、個別農家の経営を支えており、オペレーターを確保し、組合による作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①現在は集落ぐるみで電柵等の設置を行っていることが多く、今後も継続して取り組んでいく。
- ③今後、営農組合の機械更新の際には、オペレーターの作業負担軽減や新規オペレーターの確保、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を進める。
- ⑦多面的機能交付金、中山間直接支払交付金等の事業を活用し、集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく